陳情第192号		受理年月日	令和2年9月24日	
付託委員会		教育文化委員会		
件	名	邪馬台域の宝	お国時代の歴史 ほとなる城野遺	を語り継ぎ、市民に親しまれ、地 跡公園の実現について

## 要旨

今年3月、城野遺跡の九州最大級の方形周溝墓が県史跡に指定された そして、8月末から方形周溝墓を含む(仮称)城野遺跡史跡広場の整備 工事が始まった。

私たちは、昨年10月に当該広場の案をイメージ図も添付して市に提案 しており、市からは、整備に当たっては専門家や地元住民の意見はもち ろん、私たちとも懇談の場を設ける説明を受けていた。

今年7月28日に懇談の場を設けていただいたが、今年度は造成工事、 園路・広場整備工事、雨水排水工事、照明工事までで、城野遺跡に関す る展示工事などの計画は検討中であり、工事は来年度になると説明を受 けた。

当該広場は、方形周溝墓ぎりぎりの敷地しかなく、隣接地に10階建てのマンションや商業複合施設があり、とても窮屈な場所となったが、県史跡に指定された学術上重要な遺跡であり、市民のかけがえのない歴史遺産である。

私たちは、市の説明について、案の段階とはいえ看過できないところがあったため、8月12日付で質問、意見及び要望書を提出し、現在回答を待っているところである。しかし、当該広場の整備工事は着々と進んでおり、計画を見直す時間は限られている。

ついては、本市の弥生時代の豊かな歴史を学び、語り継ぎ、市民に親しまれ、地域の宝となる広場を実現するために、市議会でも市の整備計画を明らかにし、改善するよう下記のとおり措置していただきたい。

記

1 城野遺跡史跡広場という名称について、遺跡と史跡が併記されると 一般の人は混乱する。また、城野遺跡は、すぐ近くにある重留遺跡や 重住遺跡とこの地域の弥生時代の拠点集落を構成していた。このため 福岡県指定史跡重留遺跡公園と同様に福岡県指定史跡城野遺跡公園という名称にすること。

なお、文化財保護の観点から、重留遺跡公園についても文化企画課 の所管にすること。

- 2 説明によれば、広場の緑地はマンションに隣接する側面の一部に植える低木のみである。アスファルトと土とブロック敷きという舗装を見直し、緑地を増やし、低木だけでなく、弥生時代の植生を考慮した木陰となる木を植えて、市民に親しまれる広場にしていただきたい。
- 3 復元予定の方形周溝墓と玉作り工房、復元が検討されているひすい 勾玉埋納施設等は、来訪者、特に子供たちの誤解が生じないよう、本 来の姿に近くなるように復元すること。
- 4 実際に見つかった側柱建物を復元し、写真パネルや解説パネルを掲示し、休憩もできるように椅子やテーブルを設置すること。
- 5 城野遺跡の周辺の遺跡や地理的環境との位置関係がわかるよう方位 盤を設置すること。
- 6 当該広場を通して、本市における弥生時代の豊かな歴史への関心と 理解を深めるため、遺跡マップを現地に設置すること。